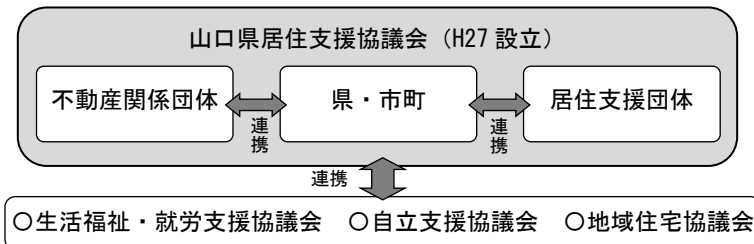


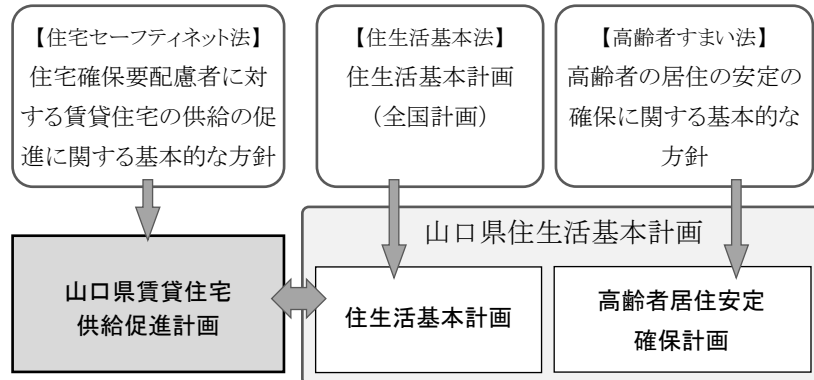
山口県賃貸住宅供給促進計画 概要版

1 計画策定の背景

- 住宅確保要配慮者のうち、高齢単身・高齢夫婦世帯は増加傾向にあり、民間賃貸住宅において入居制限をされている実態がある



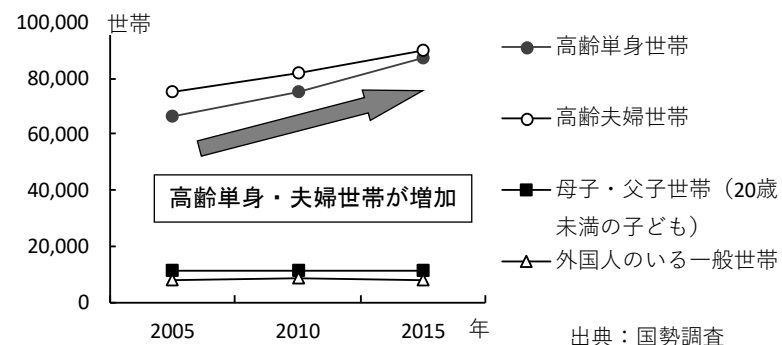
- 国においては、H29.10 住宅セーフティネット法を改正し、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度等を創設(新たな住宅セーフティネット制度)
- 住宅確保要配慮者が賃貸住宅に円滑に入居できるよう、住宅セーフティネット法第5条及び国の基本方針に基づき、本計画を策定



2 住宅確保要配慮者の実態

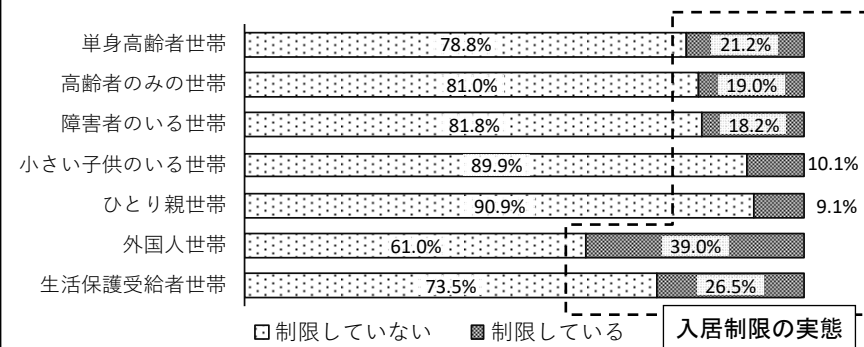
(1) 住宅確保要配慮者の世帯数や居住実態の把握

住宅確保要配慮者のうち高齢単身・夫婦世帯が増加



(2) 住宅確保要配慮者に対する入居制限の実態

民間賃貸住宅では、住宅確保要配慮者に対する入居制限の実態がある



増加する住宅確保要配慮者の円滑な入居を支援するため、**住宅セーフティネット制度の普及や登録住宅の促進が必要**

3 住宅確保要配慮者の範囲

- 法第2条第1項第1号～第5号に定める者
 - 低額所得者／被災者／高齢者／障害者／子どもを養育している者
- 施行規則第3条第1号～10号に定める者
 - 外国人／中国残留邦人／児童虐待を受けた者／ハンセン病療養所入所者／DV被害者等
- 追加** 施行規則第3条第11号に基づいて定める者
 - 新婚世帯／LGBT／UJIターンによる転入者／児童養護施設退所者等

4 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標

- 公営住宅の供給目標
 - 住生活基本計画の目標値とする
- 法第10条第5項に規定する登録住宅の供給目標
 - 空き家、空き室を登録住宅として活用し、住宅確保要配慮者への民間賃貸住宅の供給を促進

5 住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進について

住生活基本計画及び長寿命化計画に基づき公営住宅を供給

6 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進について

- 登録住宅の確保の取組について
 - 新たな住宅セーフティネット制度の情報を分かりやすく提供するための取組を実施
- 居住支援について
 - 山口県居住支援協議会の設立について
 - 居住支援協議会の具体的な活動等について
 - 家主に対する新たな住宅セーフティネット制度の普及啓発
 - 居住支援に協力する不動産関係業者を協力会員に登録
 - 居住支援法人の指定の方針について
 - 市町居住支援協議会について
 - 各市町の居住支援協議会を設立できるよう支援を実施
- 住宅扶助費の代理納付について
- 登録住宅の登録基準の緩和・強化について
 - 緩和** 居住誘導区域内は床面積を25㎡以上→18㎡以上へ
 - 強化** 土砂災害特別警戒区域内の建築物は土砂災害対策改修工事が実施されたものに限る

7 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化について

- 県営住宅の管理の適正化の推進について
- 登録住宅の管理の適正化の推進について

8 計画期間

令和2年度から令和7年度まで